

公布された条例のあらまし

◆高知県収入証紙条例の一部を改正する条例（高知県条例第50号）

- 1 条例改正の目的
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に係る事務の手数料について証紙によらずに徴収することができる旨を定めることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例（高知県条例第51号）

- 1 条例改正の目的
市町村の区域ごとに定めた民生委員の定数を改めることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成28年12月1日から施行することとした。

◆高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第52号）

- 1 条例改正の目的
高知県立青少年センターの本館及び宿泊棟の改築に伴い、施設の使用料を定める等必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成29年2月1日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第53号）

- 1 条例改正の目的
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）及び警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（平成28年政令第280号）の施行に伴い、警察法施行令（昭和29年政令第151号）に規定されている道府県警察本部の内部組織の基準が一部改正されることを考慮し、警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するものを加えることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成28年11月30日から施行することとした。

◆高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第54号）

- 1 条例改正の目的
高知県警察職員が殉職した場合に支給される賞じゅつ金の支給最高額を全国水準とするため、殉職した警察職員が警察勲功章を授与された場合に支給される殉職者特別賞じゅつ金を新たに設けることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用することとした。

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県収入証紙条例の一部を改正する条例	2
◎高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例	2
◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	2
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	4
◎高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例	4

条 例

高知県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第50号

高知県収入証紙条例の一部を改正する条例

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表中

2 から 4 まで 削除	
5 標準鶏認定申請手数料	高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第41条

を
「

2 少額領収書等写し開示手数料及び収支報告書等写し交付手数料	高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第3条
3 標準鶏認定申請手数料	高知県手数料徴収条例第41条
4 及び 5 削除	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第51号

高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例

高知県民生委員定数条例（平成27年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。
本則第1号中「80人」を「77人」に改め、本則第8号中「142人」を「145人」に改め、
本則第11号中「17人」を「13人」に改め、本則第19号中「46人」を「51人」に改め、本則
第22号中「104人」を「105人」に改め、本則第24号中「40人」を「38人」に改め、本則第
33号中「51人」を「53人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。



高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第52号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和42年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「、トレーニング室」及び「（宿泊を伴う場合に限る。）」を削る。

別表第1中「別館会議室 体育館 屋外体育施設 トレーニング室」を「多目的室 体育館 屋外体育施設」に改める。

別表第2の1を次のように改める。

1 青少年ホール、本館会議室及び多目的室

区分	使用料					
	基本使用料			時間外使用料（1時間につき）	冷暖房設備使用料（1時間につき）	
	午前	午後	全日			
青少年ホール	3,630円	5,170円	8,800円	1,190円	350円	
本館会議室A、B及びD	600円	900円	1,500円	200円	50円	
本館会議室C	半室	600円	900円	1,500円	200円	50円
	全室	1,200円	1,800円	3,000円	400円	100円
多目的室	1,850円	2,650円	4,500円	600円	150円	

別表第2の2の(1)中

「

会議室	1時間につき310円	
-----	------------	--

」

を

「

トレーニング室	高校生以下の者	1人1日につき50円
	その他の青少年	1人1日につき110円
	青少年以外の者	1人1日につき210円
会議室	1時間につき310円	

」

に改め、同表の2の(2)中「1,500ルクス照明」を「全点灯」に、「750ルクス照明」を「1/2点灯」に、「300ルクス照明」を「1/5点灯」に改め、同表の3の(2)中「内野900ルクス・外野600ルクス照明」を「全点灯」に、「内野600ルクス・外野400ルクス照明」を「2/3点灯」に、「内野300ルクス・外野200ルクス照明」を「1/3点灯」に改め、同表の4を次のように改める。

4 宿泊施設

区分	単位	使用料
中学生以下の者	1人1泊	300円
青少年（中学生以下の者を除く。）	1人1泊	500円
青少年以外の者	1人1泊	900円

別表第2の5を削り、同表備考3中「別館会議室」を「多目的室」に、「午後5時（体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設の球場にあっては、午後9時）」を「午後9時（屋外体育施設の陸上競技場又は補助グラウンドにあっては、午後5時）」に改め、同表備考6中「別館会議室」を「多目的室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第53号****高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例**

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第25号を第26号とし、第17号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。

**附 則**

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

~~~~~

高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第54号**高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例**

高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例（昭和42年高知県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者賞じゅつ金」を「障害者賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金」に改める。

第2条の見出しを「（殉職者賞じゅつ金及び障害者賞じゅつ金）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(殉職者特別賞じゅつ金)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、職員が上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられ、又は災害を被ることが予断できるにもかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を積極果敢に遂行したことに基づいて、危害又は災害を受け、そのため死亡し、かつ、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第2条第2項に該当して警察勲功章を授与されたときは、6,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を支給する。

2 殉職者特別賞じゅつ金を受けける遺族が第5条第2項第3号又は第4号に掲げる者であるときは、殉職者特別賞じゅつ金の2分の1に相当する額以内を減額することができる。

第3条中「前条第1項」を「第2条第1項」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第4条中「前2条」を「前3条」に、「行なう」を「行う」に改める。

第5条第1項中「殉職者賞じゅつ金」を「殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金（以下この条において「殉職者賞じゅつ金等」という。）」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「殉職者賞じゅつ金」を「殉職者賞じゅつ金等」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例の規定は、平成28年4月1日以後において発生した危害又は災害に係る殉職者特別賞じゅつ金の支給について適用する。